

春日井市老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢者の社会活動を促進するため、予算の範囲内で、春日井市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連合会が行う次の事業とする。

- (1) 会員の資質向上又は文化振興に資する事業
- (2) 会員の健康増進又はスポーツ振興に資する事業
- (3) 尾張東部地区四市老人クラブ大学講座開催事業
- (4) その他連合会の運営に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 健康管理費、研修費、講師謝礼金、消耗品費、印刷費、通信交通費及び行事費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額の合計額とする。

- 2 前条の規定により算出した額が、前項の経費を超えない場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、前条の経費の額とする。

(申請の期日)

第4条の2 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、連合会役員名簿とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通

知を受けた日から 10 日以内とする。

(補助金の交付方法)

第 7 条 補助金は、規則第 4 条の規定による補助金の交付決定をした後、連合会の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第 10 条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第 8 条 規則第 9 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から 20 日以内又は会計年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収入・収支決算報告書

(3) 収入・収支決算報告内訳書

(関係書類の保存)

第 9 条 規則第 12 条の帳簿、書類等の保存年限は、補助事業完了後 5 年間とする。

(書類の提出部数)

第 10 条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ 1 部とする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	金 額
会員の資質向上又は文化振興に資する事業	194,000 円
会員の健康増進又はスポーツ振興に資する事業	150,000 円
尾張東部地区四市老人クラブ大学講座開催事業費	200,000 円
連合会運営費	200,000 円＋(72 円×会員数) (会員数とは、各年4月1日現在の連合会加入クラブ員数をいう。)